

指定給水装置工事事業者制度 と各種届出事項

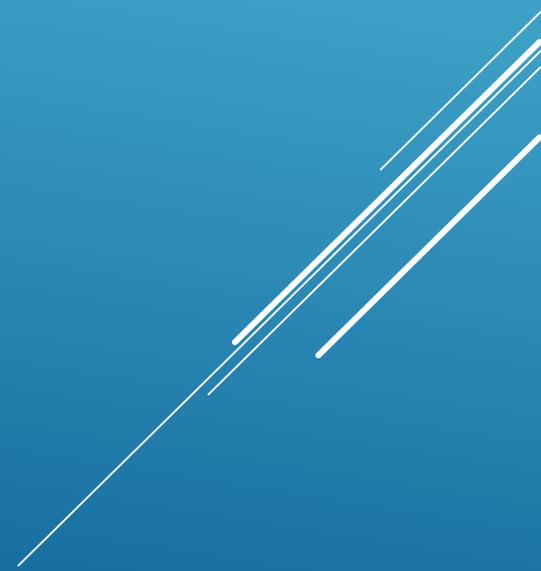
講習内容

- 1 指定の更新制度
- 2 給水装置工事主任技術者
- 3 各種届出事項
- 4 事業の運営の基準
- 5 指定の取消し



東京都水道局

1 指定の更新制度



指定の更新について

- 令和元年10月1日に改正水道法が施行
- 全ての指定事業者は、**5年**ごとに更新手続きが必要
- 更新の要件は、新規指定時の基準を準用

＜更新の要件＞ —水道法第25条の3（指定の基準）—

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具を有すること
- ③ 水道法第25条の3に規定された欠格要件に該当しない者

＜改正水道法施行前＞

新規申請

指定（無期限）

＜改正水道法施行後＞

新規申請

更新

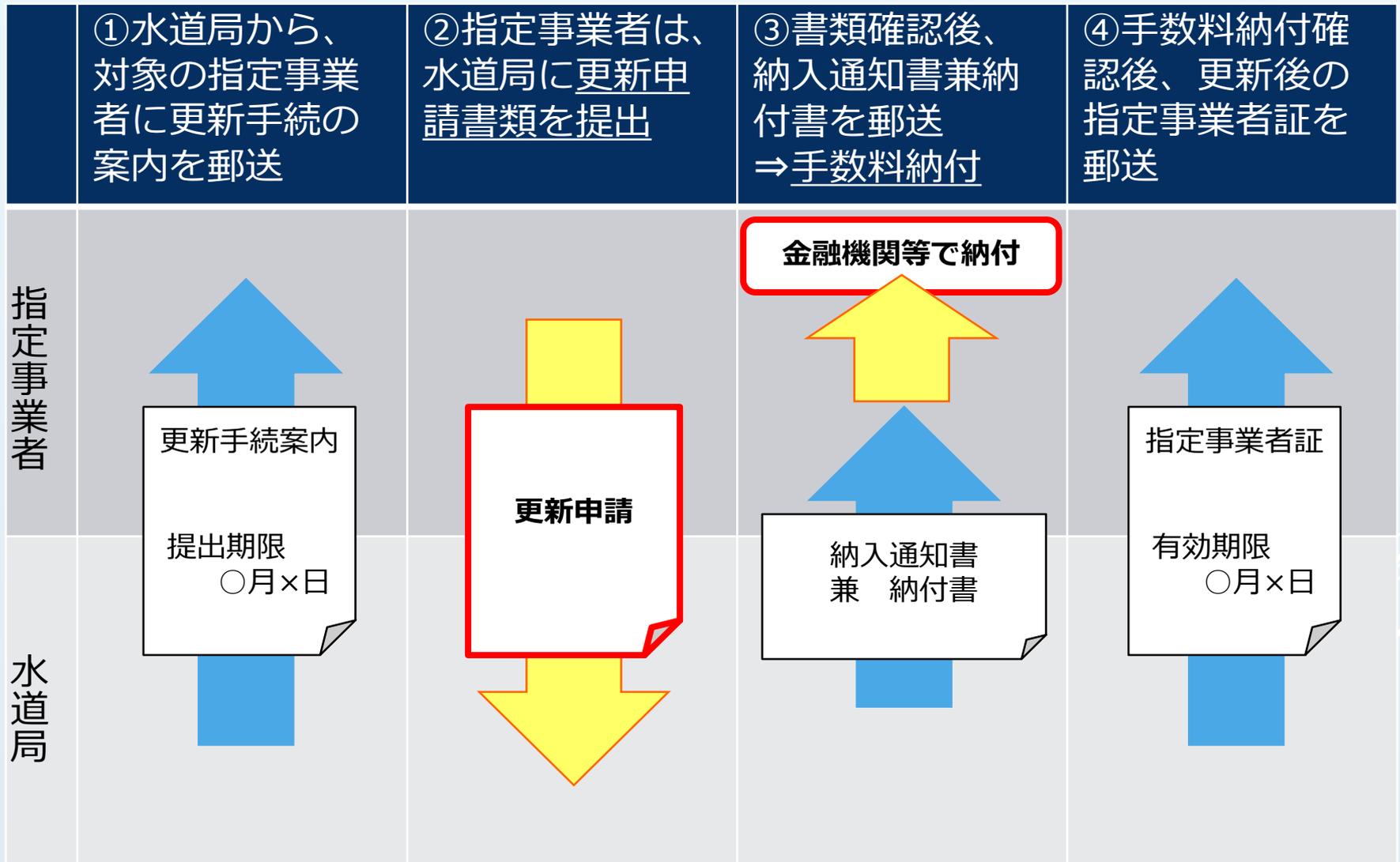
更新

指定（5年）

指定（5年）

指定（5年）

更新手続について



更新時の確認事項について

- 厚生労働省水道課長通知に基づき、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認
- 「公表可」と回答した業務内容（休業日・営業時間、漏水等修繕対応の可否等）は、水道局HPに掲載し、お客さまに情報提供

<更新時の確認事項>

- ①東京都水道局が実施する指定給水装置工事事業者講習の受講実績
- ②業務内容（休業日・営業時間、漏水等修繕対応の可否等）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

2 給水装置工事主任技術者



給水装置工事主任技術者の届出について

- 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、**給水装置工事主任技術者**を選任しなければならない。
- 給水装置工事主任技術者を選任又は解任したときは、**遅滞なく**、水道事業者に届け出なければならない。
- 給水装置工事主任技術者が欠けたときは、**欠けた日から2週間以内**に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

●給水装置工事主任技術者の選任・解任時は、「**給水装置工事主任技術者選任・解任届出書**」を提出

※選任の場合は、「**給水装置工事主任技術者免状**」の写し又は「**給水装置工事主任技術者証**」の写しを添付

●解任によって給水装置工事主任技術者が不在となり、2週間以内に選任できないときは、新たに選任するまで、「**指定給水装置工事事業者休止届出書**」を提出

給水装置工事主任技術者の役割

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事の調査、計画、施工、検査といった一連の工事の過程の全体について技術上の統括、管理を行う。

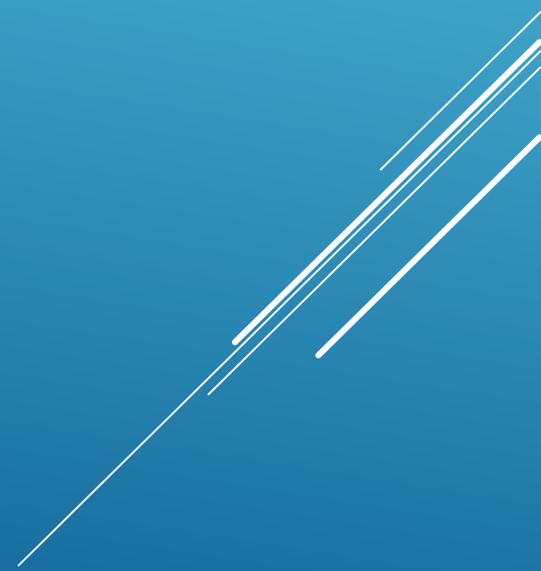
〈給水装置工事主任技術者の具体的な職務〉

—水道法第25条の4第3項、水道法施行規則第23条—

- ①給水装置工事の一連の過程における技術上の管理
- ②給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③給水装置の構造・材質が基準に適合していることの確認
- ④給水装置工事に関する水道事業者との連絡調整

給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

3 各種届出事項



指定事項の変更の届出について

＜変更のあった日から30日以内に届出が必要＞

- ①事業所の名称及び所在地
- ②氏名又は名称及び住所
- ③法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- ④給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号

「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」と
添付書類（次ページのとおり）を提出

※変更の届出をしただけでは、変更後の「都指定給水装置工事事業者証」は交付されない。交付を希望する場合は、給水部給水課窓口にて、再交付の申請（1枚につき手数料2,100円）が必要。

変更の届出に必要な添付書類

変更事項		定款(財団法人は 寄付行為)の写し	誓約書 (水道法施行規則 様式)	賃貸借契約書ま たは、公共料金 等支払証の写し	その他
氏名又は名称	法人	●			<ul style="list-style-type: none"> ・定款の写しは、直近のもの ・役員解任のみの場合は誓約書は不要
	個人	添付書類は不要			
住所	法人	●			
	個人	添付書類は不要			
代表者	法人	●	●		
役員	法人		●		
事業所の名称 又は所在地	法人			● ※1	<ul style="list-style-type: none"> ※1登記事項証明書に記載のある場合は不要 ※2住民票の住所と同一の場合は不要
	個人			● ※2	
主任技術者の 氏名又は免状 交付番号	法人				<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者証の写しを添付
	個人				

廃止・休止・再開の届出について

<廃止又は休止の日から30日以内に届出が必要>

- ①給水装置工事事業の廃止
- ②給水装置工事事業の休止

<再開の日から10日以内に届出が必要>

- ③給水装置工事事業の再開（休止中からの再開）



「指定給水装置工事事業者 {廃止・休止・再開} 届出書」
を提出

※廃止の場合は、「都指定給水装置工事事業者証」
(原本) を併せて返納

各種届出様式掲載場所・提出先

各種届出様式は、東京都水道局のホームページに掲載

東京都水道局
Bureau of Waterworks Tokyo Metropolitan Government

①事業者の皆さまへ

水道料金・下水道料金の口座振替申込手続きがインターネットで行えます！
印鑑の押印や書類の郵送が不要となります！

事業者の皆さまへ

- ▶ 給水装置工事電子申請・水道管理関係
- ▶ 工事関係の方へ
- ▶ 契約情報

事業者の皆さまへ

工事関係の方へ

- ▶ お知らせ
- ▶ 水道管路の利便性向上事業
- ▶ 水道
- ▶ 東京都水道局耐震設計ガイドライン
- ▶ 各種様式

各種様式

- ▶ 給水装置用
- ▶ 指定給水装置
- ▶ 東京都指定給水装置工事事業者申請書類(指定の申請等)

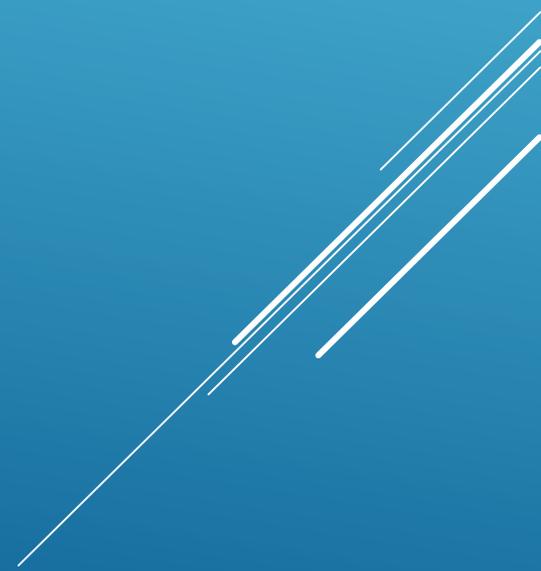
③各種様式

④東京都指定給水装置工事事業者申請書類(指定の申請等)

所定の様式を印刷し、必要事項を記載の上、東京都水道局の下記窓口へ提出

- 指定の新規申請、事業者証の交付
⇒給水部給水課
- 指定の更新、主任技術者の選任・解任、指定事項の変更、廃止・休止・再開
⇒給水部給水課（郵送可）、
多摩水道改革推進本部調整部技術指導課、
各給水管工事事務所、
各サービスステーション のいずれか

4 事業の運営の基準



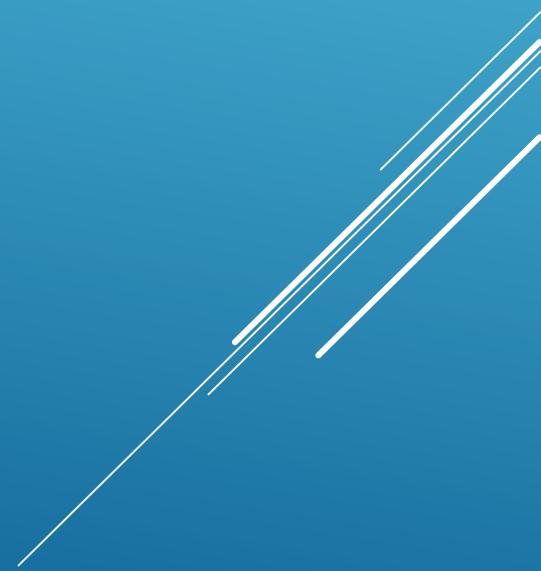
事業の運営の基準

指定事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

＜事業の運営の基準＞ —水道法施行規則第36条—

- ①給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名
- ②配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を配置
- ③前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行
- ④給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保
- ⑤構造・材質基準に適合しない給水装置を設置しない。給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用しない。
- ⑥施行した給水装置工事の記録を作成し、3年間保存

5 指定の取消し



指定の取消し

水道事業者は、指定事業者が水道法第25条の11の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

＜指定の取消しとなる違反行為＞ ー水道法第25条の11ー

- ① **指定の基準（水道法第25条の3）に適合しない**
- ② 給水装置工事主任技術者を選任しない、選任・解任の届出をしない
- ③ 指定事項の変更・廃止・休止・再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした
- ④ **事業の運営の基準に従った適正な事業の運営をすることができない**
- ⑤ 給水装置工事主任技術者の検査立会の求めに対し、正当な理由なく応じない
- ⑥ 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、**正当な理由なく応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出**をした
- ⑦ 施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき
- ⑧ 不正の手段により指定を受けたとき

指定の取消しを受けると、取消しの日から2年間、新たに指定を受けることができない。

違反行為の具体的な事例

- 無届工事、無断通水、メータの不正使用、無許可で道路を掘削・使用 等
⇒水道法第25条の11第1号に該当（業務に関し不正又は不誠実な行為）
- 東京都水道局の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行
⇒水道法第25条の11第4号に該当（事業の運営の基準に違反）
- 給水装置工事に関する資料の提出の際、虚偽の資料を提出
⇒水道法第25条の11第6号に該当

※その他の事例や詳細については、東京都水道局ホームページ掲載の「**都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準**」を御覧ください。

※違反行為の内容が、給水装置工事主任技術者免状の返納命令の対象となり得る場合（法令に定める職務を行っていない場合）は、厚生労働省の通知に基づき、東京都水道局から厚生労働省に報告します。